

『地主の法人化（5）』－法人設立に伴う問題点－

個人と法人間の借入利息のポイント

1. 個人が法人へ資金を貸し付ける場合

法人が金融機関から資金を借りるのではなく、オーナー個人から借り入れる場合、どのような点に気を付けたら良いのか聞かれることがあります。

個人が法人に運転資金等を貸し付ける場合、通常の貸付利率以下であれば税務上にも問題になることはありません。貸付利率が低利であったとしても利子収入について認定課税が行われることはありません。

個人が法人から受け取る利子収入は事業性のある金銭貸付ではないので、申告をする場合は雑所得の対象となります。会社が支払う利子については、過大でない限り経費として損金に参入します。

2. 法人が個人（役員）へ資金を貸し付ける場合

法人がオーナー個人に金銭を貸し付ける場合の利率は、通常の金融機関の貸付金利に準ずるのが原則ですが、次のような利率を付けることも出来ます。

- ① 他の金融機関等から借り入れて、個人に貸し付けたものであることが明確な場合は、その借入金の利率を適用する。

法人が個人に無償または低金利で貸し付けた場合は、通常取得すべき金利で計算した利息と実際に受け取った利息の差額は給与（役員報酬）として取り扱われ、個人の所得に加算され課税されることとなります。

世間一般の金利に従って、利息を払っている場合でも、あるとき払いの催促無しの返済方法では、金銭消費貸借とは認められない場合もあります。認められない場合は、金銭を貸し付けた時点で個人に対しての給与（役員報酬）を支給したものと取り扱われます。

法人から個人に金銭を貸し付ける時は、金銭消費貸借契約書を作成し、借入期間、返済方法、貸付利率等を明記して署名押印の上、各自所有する必要があります。

『金銭消費貸借契約書』の簡単なひな型を記載しておきます。

金銭消費貸借契約書

印 紙

〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇番地
貸主（甲）株式会社学生ハウジング
代表取締役 〇〇〇〇

〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇番地
借主（乙） 〇 〇 〇 〇

第一条 貸主甲は平成 年 月 日金 円を貸し渡し、借主乙はこれを
受け取り借用した。

第二条 乙は下記の事項を履行することを約した。

- (一) 弁済時期 平成 年 月 日
(二) 利 息 年 %
(三) 利息支払時期 当該月分を毎月 日限り

上記の通り契約が成立したので、契約書を二通作成し、甲乙各一通保有する。
平成 年 月 日

(甲) 株式会社学生ハウジング
代表取締役 〇〇〇〇 印
(乙) 〇 〇 〇 〇 印